

自治基本条例推進会議のあり方について

推進会議の活動を、自治基本条例という事務事業の行政評価を行うことに矮小化するべきではありません。現在の推進会議活動の半分くらいは、自治基本条例関連の指標のチェック=行政評価の追認になっているのではないのでしょうか。

現在の評価の項目は、自治基本条例推進会議という市民の会議が行えるレベルではなく、かなり事務的あるいは専門的なものになり、そのボリュームも一定の「作業」なしには行えないものではないかと思えます。もし推進会議が評価を行うなら、市民にもわかりやすく扱いやすい新しい市民目線の評価指標を作成すべきではないのでしょうか。

現在の推進会議が行っている評価は、政策課が実質的に行なっている評価作業により作成された原案の追認に近いものですが、それはそれとして、この政策課の評価結果などが、別にある行政評価制度のルートに乗せられて、他の事務事業同様の評価が行われているのであればよいのですが、推進会議で評価が行われているのだから、行政評価制度からは除かれているとすれば、これも問題ではないかと思えます。なぜなら自治基本条例という最も重要である自治基本条例についての行政評価が行われていないことになるからです。

推進会議の使命は、条例の周知度や実施状況をチェックすることだけではありません。

条例ができた当時は、推進会議がどのような機能を持つべきかについて、まずは新しい条例の趣旨を広く市民に周知すべきだという考えが出たことは自然であると思えます。またそのために、そもそも条例の周知度や、条例の柱立てである項目についての実現度合いなどをチェックし、問題があれば、それを適切なものにするよう推進会議として市に意見具申することで、条例の正しい実現が図れるだろう、と、このように考えたのも領けます。考え方としては自然であり間違いではありません。しかし、条例の柱立てやそれに関連した事務事業など、主に行政が行ったことを事後的に評価するという行政評価の仕組みそのものを借用したことで、行政が行っている他の業務の評価と同じ目線・レベルでの作業となってしまう、本来なら行政が行うべき行政評価を推進会議の名の下に行う結果となってしまうということなのではないのでしょうか。

さらにいえば、推進会議が評価を行うこととなる相当数の事業や指標などの資料の作成や評価案は行政が作成しているのであり、各部局が行っている評価作業と大きな違いはないものと思われます。しかし、決定的な違いは、行政評価のルートに乗っていないので各担当の自己評価や評価委員会の評価が行われていないのです。行政評価であれば議会に報告され、議員が議会の場において最終評価者として、決算書という前年実績の数値計算と前年実績の評価報告書を審議し承認することで、市政という大きなマネジメントシステムは完結するものです。ところが、自治基本条例に関しては、この行政評価から別ル

ートになっており、一体、行政が自治基本条例の推進についてどのような実績を残したのかが、議会に提出されチェックを受けるということがないのです。もっとも推進会議の報告は、議会にもなされていることと思います。しかし、その報告の実質的な作業は政策課などの行政担当部局が行っているものの、名義は推進会議になっているわけですから、通常の行政評価に対するのと同様に議会が行政に対してする質問とは自ずから意味合いが違ってくるのです。市民の名で出された報告に議会が異議は唱えにくいのです。

自治基本条例についての現在のような進捗度評価は、行政評価の仕事です。

では推進会議は何を行うのかといえば、文字通り条例の考えを推進するのであり、チェック機関ではなく、実施・推進機関です。この人数での直接実施はたかが知れていますので、当然、組織化も必要です。その企画推進が会議の使命なのではないでしょうか。コーディネーター、プロモーションといったイメージに近いものかと思います。ですから、前回ではCDであるとか動画で行ったことが度々議論されたのだと思います。もっと市民目線でやりたいことをやれば良いのではないのでしょうか。推進会議が杓子定規な議論しかないのでは、面白いことなどできませんね。

評価は行政評価組織に任せれば良いでしょう。どうしても評価もやりたい、必要だというなら、行政が行うような評価は行わず、いかにも市民目線のユニークな評価指標や項目を立てれば良いのではないのでしょうか。

10年という節目を迎えたので、これまでの役割はきちんと認めつつ、初期の評価の段階を卒業し、市の評価制度に戻す作業を今期の目標にしたらどうでしょう。それは、単に推進会議が行ってきた評価を評価委員会に委ねるというだけではありません。10年間、職員は（政策課職員を除き）、いわば自治基本条例の評価に携わらなかったわけであり、そのことが問題にもされてこなかったのですから、改めて、自治基本条例に対して職員はどのように関わるべきかという議論と提案を行う必要があるのではないかと思います。

そこで提案です。

条例には、条例第5条＝参加の原則、第6条＝協働の原則、第7条＝情報共有の原則、が掲げられており、これらは市の行政を行う上で最も重要なものとされています。そのことがその通りに実践されているのか、そこをまさに評価される仕組みが、自治基本条例の施行と同時に用意されなければならなかったことかと思います。しかし、実際は、基本条例を大事に考え、特別扱いするあまり、結果的には職員の日常業務の中に、その精神を生かす工夫が不足していたのではないかと。大事なものだから一般職員の評価などには晒させず、市民の皆様には「作業」してもらおう。職員はアンタッチャブル（除く政策課職員）！ということだったのか。

具体的に何をやるかですが、単に研修で「自治基本条例の概要についてお勉強しておきましょうね。試験にも出しますよー」といったありきたりの事をやるものではありません。行政評価制度に組み込むことです。どのようにやるか。それは、各事務事業評価や施策評価の

評価シートの中に効率性や目標達成度の項目に加えて、参加という視点、協働という視点、情報共有という視点を入れ、その事務事業が、自治基本条例が越谷市の行政執行において行われなければならないものと規定している（条例第5条＝参加の原則、第6条＝協働の原則、第7条＝情報共有の原則）原則に従って行われているか、をチェックできる構造を作ることです。

極めて単純明快な提案ではないかと思いますが、しかし、この効果は大きいと思います。大事な自治基本条例だからこそ、職員のあなたもやるのです。

毎年、全ての職員が、自ら担当するいくつかの事務事業の評価シートを作成します。その中には、必ず自治基本条例の具体的な3つのエッセンスの指標があり、それについて述べなければならないということなのです。

もちろん、全ての事務事業が協働・参加・情報共有といった視点について取り組むことができたりするわけではありません。例えば住民票基本台帳管理事務などは協働？参加？とは関係ないって良いでしょう。しかし、学校施設の管理事務とか公園管理事務とか、商店街の活性化支援事務とかはどうでしょう。それらの事務事業の実施にあたり協働という視点からの取り組みを行ったか、参加という視点からの事業展開の工夫をしたか、施策の対象者に対する情報の共有化という作業は的確に行われたのか、こうしたことが行政評価調書の項目に入ることで、職員は毎年、それらについて記入をし、記入したからには、その説明責任も求められるのです。また、評価委員会や議会などの場で、そのことの質問を受けることがあるかもしれません。場合によっては、推進会議の委員が、評価委員と合同で協働・参加・情報共有の関連は評価に加わるということも考えられます。職員は定期的に職場を異動しますが、これらの項目に関係のない職場ばかりではなく、何年かのうちには必ず、協働・参加・情報共有などについて、自分の仕事として考えなければならないこと、説明しなければならない状況を経験することになるでしょう。そのようにして自治基本条例の職員に対する浸透は確実に進むものと思うのです。また、こうした仕組みが回り始め定着するとマンネリに陥ることも考えられますが、その時こそ、推進会議が新たな市民目線からの職員への応援歌を送る。そのようにして一つ一つの事業の推進にあたり、職員がこれらの項目を実際に意識し、市民にも働きかけることによって初めて、市民の中にも自治基本条例の考えが浸透し、結果として、ああ、これが自治基本条例だったのね、という具合に認知されるのではないのでしょうか。

私が、第2回の会議で述べたかったことは、こうしたことでした。

ぜひ、こうした考え方をみなさんと議論したいですね。